

平成30年度平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 平川市における太陽光発電システムの普及促進を図り、低炭素社会構築へ向けた環境にやさしいまちづくりを推進するため、個人住宅用の太陽光発電システムを導入する者に対し、平成30年度平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム

太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置をいう。

(2) 太陽電池

太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより発電する装置をいう。

(3) 住宅

自ら居住するために用いる家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）をいう。

(4) 低圧配電線

一般家庭用の単相三線式又は単相二線式の配電線をいう。

(5) 逆潮流あり

太陽光発電システムにおいて、発電する電力が不足したときに電力会社から不足電力の供給を受けることができ、かつ、太陽光発電システムによる電力が余ったときに余剰電力を当該電力会社に送電できるシステムをいう。

(6) 最大出力

太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下2位未満を切り捨てる。）をいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金は、市内に存する住宅（新築されるものを含む。）に次の各号に掲げる要件をすべて満たす太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）を設置し、又は、市内に存する補助対象システムの設置された住宅の引渡しを受けようとする者に対し交付する。

(1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流ありで連携し、かつ、太陽

電池の最大出力が10kW未満であること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。

- (2) 第5条第1項の補助対象経費を太陽電池の最大出力値(kWを単位とする。)で除した額が50万円以内であること。
- (3) 太陽電池モジュールの交換効率が、別表第1に定める値以上であること。
- (4) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の行う太陽電池モジュール認証に相当する認証を受けているもの又はこれと同等以上の性能及び品質が確認されているもの。
- (5) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力がメーカーによって出荷後10年以上保障されているものであること。
- (6) メーカー等による補助対象システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること。
- (7) 補助対象システムの設置工事の着工又は補助対象システム付住宅等の引渡しが、第8条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた日(以下「交付決定日」という。)以後であること。
- (8) 未使用であること。
- (9) 第15条各号に掲げる事項を遵守すること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、又は、この要綱に基づく補助金の交付を受ける年度内(以下「当該年度内」という。)に市内に住所を有することとなる者であること。
- (2) 交付決定日以後に、補助対象システムの設置を行い又は引渡しを受けること。
- (3) 市税に滞納がないこと。
- (4) 平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金の交付をこれまでに受けていないこと。
- (5) 当該補助対象システムによる太陽光発電に係る電力受給に関する契約を締結すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表2に掲げる経費とする。ただし、別表3に掲げる特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から控除できるものとする。

- 2 補助金の額は、2.5万円に太陽電池の最大出力値(当該最大出力が4kWを超える場合にあっては、4kW)を乗じて得た額以内の額とし、10万円を限度とする。

(市内施工業者を利用した場合の補助金の額の特例)

第6条 対象システムの設置に係る工事を、平川市税条例（平成18年1月1日条例第61号）第23条第1項第1号に規定する個人のうち事業所得の申告をしている者、同項第2号に規定する者のうち市内に事務所若しくは事業所を有する者、又は同項第3号に規定する者（以下これらを「市内施工業者」という。）に請け負わせた者に対する補助金の額は、前条の規定にかかわらず、3万円に太陽電池の最大出力値を乗じて得た額以内の額とし、12万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 補助対象経費の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- （2） 住宅に補助対象システムを設置しようとするときは、当該補助対象システム設置場所の現況写真及び配置予定図
- （3） 前号の住宅が申請者の所有するものでない場合にあつては、当該住宅の所有者の承諾書
- （4） 市税に係る納税証明書
- （5） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第4号の規定について、申請書に添付することとされている書類により証明すべき事実を市が保有する公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略させるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、同項の期間内であっても、受付を停止するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助することを決定したときは平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更するとき又は補助対象事業を中止若しくは廃止しようとするときは、平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金変更等承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（変更等の承認）

第10条 市長は、前条の変更等の申請があつたときは、当該変更等を承認するか否かを

決定し、平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書により、補助事業者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに、平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）本市の発行する住民票の写し（発行日から3箇月以内のもの）
- （2）補助対象事業の実施状況を示す写真（太陽電池モジュールの枚数が確認できるものとし、枚数が確認できないときは、補足としてシステム配置図を添付すること。）
- （3）補助対象経費の支払に係る領収書の写し及び内訳書
- （4）電力会社との電力受給契約書その他の電力受給に関する契約の締結を証明する書類の写し
- （5）補助対象システムを構成する全ての太陽電池モジュールの出力対比表又は出力と製造番号の対比ができるもの
- （6）特殊工事のある場合にあつては、特殊工事を証明する写真
- （7）その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出時において市内に住所を有していない者にあつては、前項第1号の書類は、平川市への転入後速やかに提出するものとする。

3 市長は、第1項第1号の規定について、申請書に添付することとされている書類により証明すべき事実を市が保有する公簿により確認できるときは、当該書類の添付を省略させるものとする。

（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金交付請求書により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第14条 申請者及び補助事業者は、第7条及び第9条の規定による申請並びに第11条

の規定による実績報告書の提出について、補助対象システムを販売する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、前項の規定により依頼された手続を誠意を持って実施するものとし、当該手続の代行を通じて知り得た申請者及び補助事業者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、手続代行者が偽りその他不正の手段により第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないこととする。

（補助金の交付の条件）

第15条 規則第5条第2項の規定による条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助金の交付を受けた者は、月次の消費電力量、発生電力量、売電電力量及び買電電力量並びにそれらの価格、補助対象システムの故障状況、補助対象システムの満足度その他の市長が必要と認める事項について、市長に報告すること。
- (2) 補助対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理し、当該補助対象システムを設置した住宅における電力の消費の用に充てること。
- (3) 次条に定める期間内に天災その他補助事業者の責めによらない理由により補助対象システムを損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出ること。

（財産の処分の制限）

第16条 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とし、同条第3号の規定により処分の制限を受けるものは、補助対象システムとする。

- 2 補助事業者は、補助対象事業により効用が増加し、又は取得した財産（以下「財産」という。）を耐用年数の期間内に処分する場合、あらかじめ平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金処分承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により承認を受けた場合において、財産の処分による収入があった場合には、当該補助金を返還しなければならない。

（様式）

第17条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

（取扱方法）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則の定めるところによる。

附 則
(施行期日等)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

太陽電池モジュールの変換効率

太陽電池セルの種類	太陽電池セルの基準変換効率
シリコン結晶系	13.5%
シリコン薄膜系	7.0%
化合物系	8.0%

別表2（第5条関係）

補助対象経費

太陽電池モジュール	架台
インバータ	保護装置
接続箱	直流側開閉器
交流側開閉器	配線・配線器具の購入・据付
設置工事に係る費用	余剰電力販売用電力量計

別表 3 (第 5 条関係)

特殊工事

項目	説明	控除できる上限額 (税抜)
安全対策工事	屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するため、設置場所に適合した足場を設ける工事。	1 k W 当たり 3 万円
陸屋根防水基礎工事	陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施す防水工事。	1 k W 当たり 5 万円
積雪対策工事	積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事。 また、積雪地域における鋼板屋根への設置において個別設計して行う屋根等の改修工事。	1 k W 当たり 3 万円 ※無落雪屋根の場合は、 1 k W あたり 1 5 万円
積雪架台嵩上げ工事	(積雪対策工事を実施した上に行うことが条件) 積雪地域において積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置する為に、架台の嵩上げを行う工事。	1 k W 当たり 2 万 5 千円
風荷重対策工事	強風地域の風荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事。	1 k W 当たり 2 万円
幹線増強工事	単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事。	1 k W 当たり 1 0 万円